

転出される方へ

新しい住所地に移った日から14日以内に転出証明書または個人番号カード等を持参し、転入の手続きをお願いします。

なお、転出の際、下記に該当する方は、次の手続きが必要です。

	野田村では	新しい住所地では
印鑑登録 をしている方	印鑑登録は抹消されます。印鑑登録証をお返してください。	必要のある方は、本人が本人確認書類と登録する印鑑を持参し、印鑑登録をしてください。
通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	個人番号カードに電子証明書が記録されている場合は自動失効します。	当該カードを持参し、担当窓口で新しい住所の記載を受けてください。 個人番号カードと住民基本台帳カードをお持ちの方は、暗証番号を確認の上、継続利用及び券面事項の変更を行ってください。 電子証明書を引き続き利用する場合には、交付申請してください。
国民健康保険に加入している方	保険証をお返してください。印鑑も持参し、資格喪失届を提出してください。 なお、学生の期間のみ引き続き野田村から保険証を発行できますのでお申し出ください。	国民健康保険の加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入している方	保険証をお返してください。	新しい保険証の交付を受けてください。
<医療費助成> 子ども・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦医療費受給者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。 岩手県内に転出する方は同様の制度があります。 指定振込口座は2か月後に振込まれる場合もありますので、解約しないようお願いします。	転出先の市区町村にご確認ください。
国民年金に加入している方	現在使用している納付書は、新しい住所地でも引き続き使用できます。 住所変更届は、不要です。	
老齢・遺族・障害年金を受給している方	住所変更届は、不要です。	
村営住宅（災害公営住宅）に入居していた方	村営住宅同居者異動等届もしくは村営住宅入居承継承認書の申請が必要です。	
村立の小中学校に在学している 児童・生徒のいる方	学校から在学証明書をお取りください。	在学証明書を持参し、転校の手続きをしてください。詳しくは新住所地の教育委員会へお問い合わせください。

児童手当を受けている方	受給事由消滅届を提出してください。	改めて手続きが必要です。詳しくは新住所地の担当課までお問い合わせください。
未就学児のいる方		母子手帳を持参し、検診や予防接種の状況を確認してもらい、必要な予診票等の交付を受けてください。
妊産婦の方		妊婦健診の受診券を提出し、新たな受診券の交付を受けてください。
身体・療育・精神手帳をお持ちの方		手帳を持参して、記載事項変更届を提出してください。

※村県民税（住民税）はその年の1月1日の住所地で課税されます。よって所得証明書等は当該市町村へ請求してください。なお、郵便による請求もできますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問い合わせ

野田村役場

〒028-8201

岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

TEL : 0194-78-2111（代表）

住民生活課住民生活班 TEL : 0194-78-2928（直通）

住民生活課住まい・環境班 TEL : 0194-78-2927（直通）

保健福祉課福祉班 TEL : 0194-78-2913（直通）

保健福祉課保健班（保健センター内）TEL : 0194-75-4321（直通）

税務課税務班 TEL : 0194-78-2930（直通）

教育委員会事務局

学校教育班 TEL : 0194-78-2936（代表）